

# 山梨県建設工事 総合評価実施要領等の改定(案) (令和7年10月)

---

令和7年9月9日

山梨県総合評価委員会  
県土整備部 技術管理課





YAMANASHI

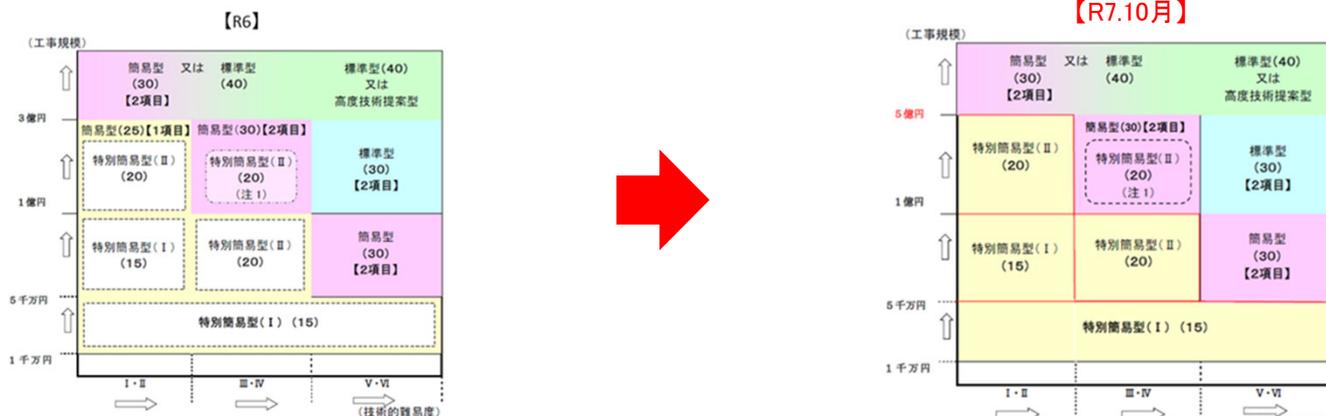
山梨県

総合評価に関わる事項を下記のとおり改定し、令和7年10月1日以降に公告する案件に適用

## 改定事項

### (1) 総合評価適用タイプ表の改定(総合評価活用ガイドライン)

- ① 工事規模(縦軸 3億円 ⇒ 5億円)
  - ・R7.4月 山梨県共同企業取扱要綱改定に伴う改定(3億円 ⇒ 5億円)
- ② 特別簡易型(金額1億円～3億円 難易度Ⅲ・Ⅳを除く) 選択制 ⇒ **標準化** (黄色着色箇所)
  - ・現状の実態に合わせるため改定



### 【評価項目】

### (2) 「WLBの推進」の新設 (R6 第2回総合評価委員会(3/13)議事案件)

次のワークライフバランス(女性活躍・子育てサポート・若者採用、育成)関連認定企業を評価する。

#### 【厚生労働省の認定】

「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」、「ユースエール認定」

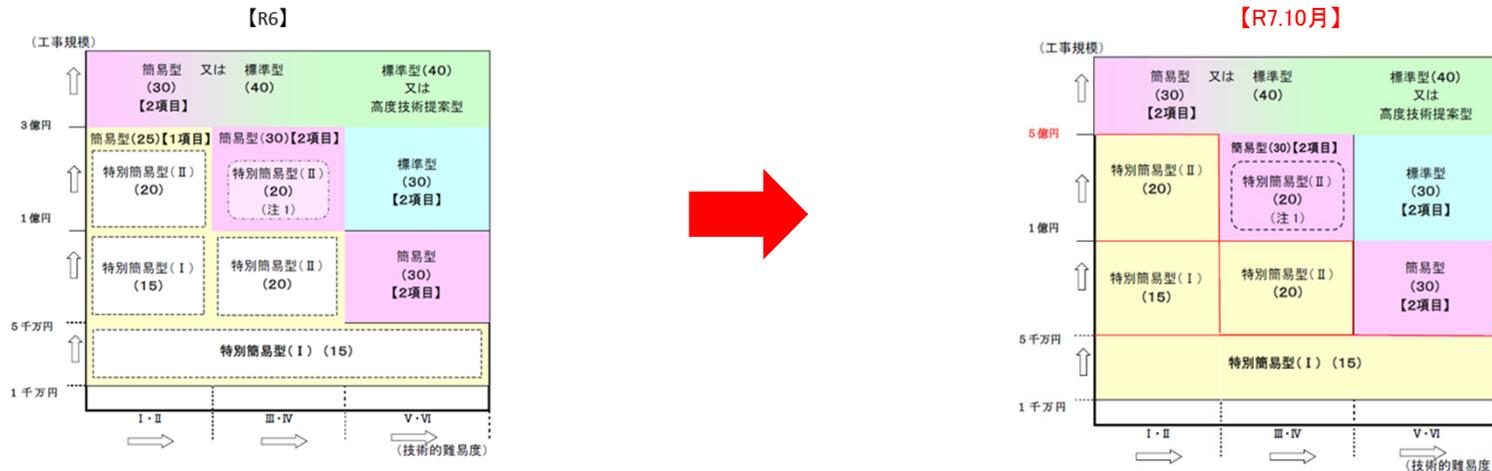
#### 【山梨県の認定】

「山梨えるみん認定・山梨クリスタルえるみん認定」

### (3) 「登録基幹技能者の配置」の新設

元請又は下請企業の技能者(元請の主任(監理)技術者を除く)として、当工事に関連する種類のいずれかに登録基幹技能者を1人以上配置することを宣誓した企業を評価する。





I. 工事規模 (縦軸 3億円 ⇒ 5億円)

・R7.4月 山梨県共同企業取扱要綱改定 (JV対象[大規模土木工事] 3億円 ⇒ 5億円) (図1参照)

II. 特別簡易型(金額1億円～3億円 難易度Ⅲ・Ⅳを除く) 選択制 ⇒ 標準化 (黄色着色部分)

趣旨: 適用タイプの選定方法を現状の実態に合わせて見直す

[要領]①現行の総合評価落札方式は企業の評価をきめ細かく行う観点から、制度開始以来、技術提案を求める「標準型・簡易型」を基本タイプとしている。

②比較的小規模で施工上の工夫を求める余地の少ない工事については、適用タイプ表により「特別簡易型」を選択できるものとしている。

[実態]①導入時から工事内容にかかわらず選択できるとされるタイプ枠内の案件は、全て特別簡易型を選択している。

②総合評価の導入から15年以上経過し評価項目が洗練され、現行の特別簡易型においても技術力等は適正に評価されている。

③簡易型の場合でも、企業から提出される施工計画は特殊工事でない限り、精緻化され画一的なものとなっている。

[分析]

・過去3年の簡易型と特別簡易型の工事成績評価結果において、差異はなく品質確保の観点からも問題ない。(図2参照)

・意見聴取事務において、出先事務所及び評価担当の負担軽減につながる。

※現行、特別簡易型は選択できる規定としているため、意見聴取の際これを選択することの是非について案件毎に委員から意見を伺っているが、標準に変更することにより、定型の評価基準を「一括意見聴取」として総合評価委員会に諮ることで、毎回行う負担をなくす。 ⇒ 採用県(31道府県)

図1

R6 3億円 ⇒ 5億円 試算

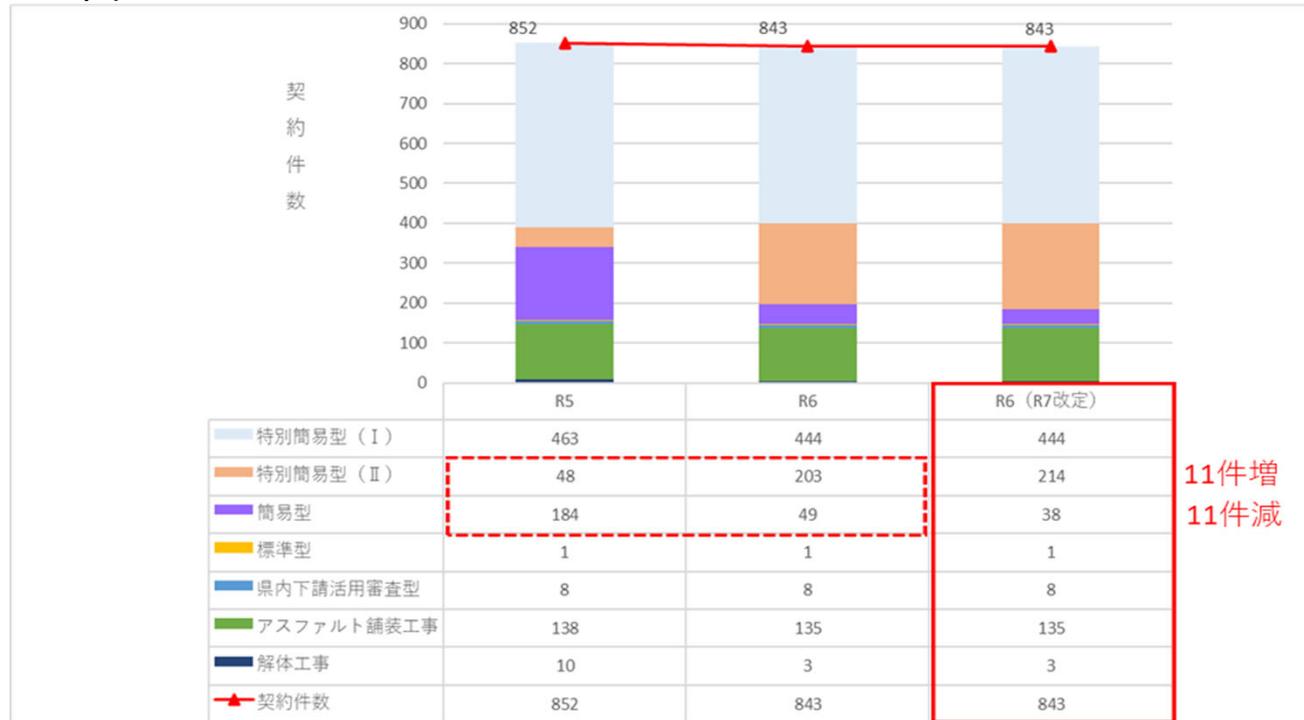
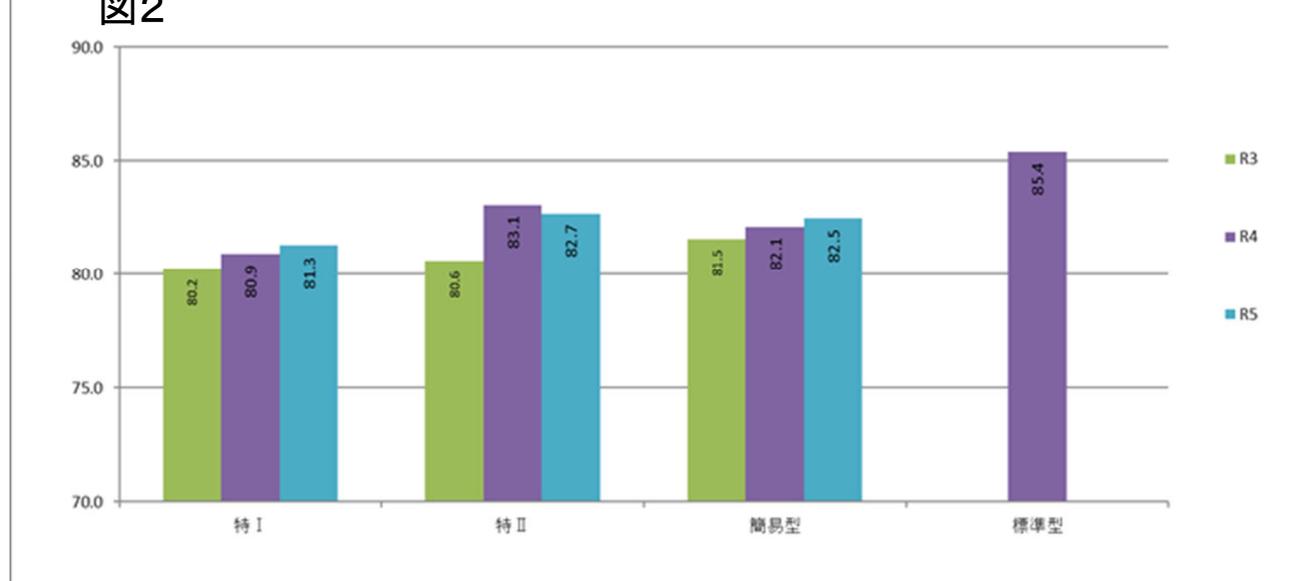


図2

総合評価タイプ別成績評定点





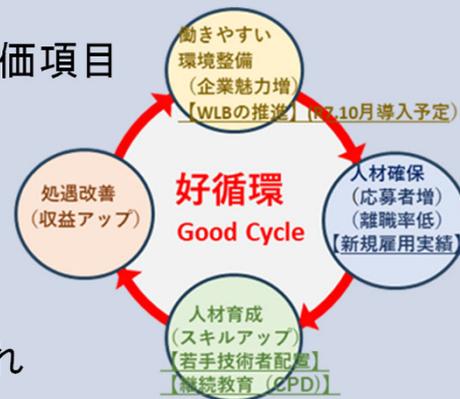
WLBの推進(新設) 【企業の取り組み】

背景  
・  
経緯

- ◆ 建設業の技能者のうち、60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっており、建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。
- ◆ R6.6月「第三次・担い手3法」が公布され、品確法において担い手確保のための働き方改革・処遇改善の推進が盛り込まれている。
- ◆ 品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(公共工事の関係省庁連絡会議(R7.2月改正))において、若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式としてWLB推進企業の評価項目設定が明記(※18都道府県設定)
- ◆ 国において、R7.8月より「ワーク・ライフ・バランス推進企業」評価項目を全ての工事に適用

【新設理由】

- 人材確保、処遇改善、環境整備、人材確保をバランスよく評価
- 現行の評価に、企業の労働環境整備に係る項目がない
- リクルートにおいて、企業選択時に重視することとして、「休みが取りやすいこと」や「仕事とプライベートのバランスがとれること」など環境整備が重要事項



仕事を選ぶ上で重視すること (27項目から優先度の高い5つまでを選択)	
① 休みが取れる/取りやすいこと	38.0%
② 職場の人間関係がよいこと	36.9%
③ 仕事とプライベートのバランスがとれること	33.5%
④ 希望する収入が得られること	31.6%
⑤ 自分のやりたい仕事であること	25.5%
⑥ やりがいを感じられること	23.6%

評価  
内容

ワーク・ライフ・バランス(女性活躍・子育てサポート・若者採用、育成)推進企業として、次のいずれかの認定を受けている企業を評価する。

- ・えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)
  - 【女性活躍推進法に基づく認定(厚生労働省)】
- ・くるみん認定(トライくるみん認定、プラチナくるみん認定を含む)
  - 【次世代支援対策支援法に基づく認定(厚生労働省)】
- ・ユースエール認定
  - 【若者雇用促進法に基づく認定(厚生労働省)】
- ・山梨えるみん認定(クリスタルえるみん認定を含む)
  - 【県の女性活躍推進企業認定制度】



評価基準	評価点
ワーク・ライフ・バランス関連認定 あり	1
認定 なし	0

※各認定は2~5年で更新であり、認定を受けている期間を評価対象



YAMANASHI

山梨県

# 企業の人材確保・定着に役立つ 3つの認定制度のご案内 (えるぼし・くるみん・ユースエール)

厚生労働省は、雇用管理の改善に取り組む事業主の皆さまを支援する3つの認定制度を設けています。認定を取得すると、働きやすい職場環境の整備につながり、企業の魅力向上や人材確保・定着などに役立ちますので、ぜひご検討ください！

## えるぼし認定制度

### 女性活躍推進

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

### えるぼし認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる※
- 公共調達で加点評価が得られる※ ※詳しくは裏面ご参照ください



女性活躍推進法特集ページ

検索

## くるみん認定制度

### 子育てサポート

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組み企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。

### くるみん認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- くるみん助成金（300人以下の企業）が受けられる  
<https://kuruminjosei.jp/>
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる※
- 公共調達で加点評価が得られる※ ※詳しくは裏面ご参照ください



両立支援のひろば



検索

## ユースエール認定制度

### 若者の採用・育成

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

### ユースエール認定制度のメリット

- ハローワーク等での重点的PRの実施
- 認定企業限定の就職面接会等に参加できる
- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる※
- 公共調達で加点評価が得られる※ ※詳しくは裏面ご参照ください



若者雇用促進総合サイト

検索

# 日本政策金融公庫の融資を受ける際 認定企業は、金利の引き下げ対象となります

認定企業は、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引下げを受けることができます。

## 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）

資金使途	働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	7億2,000万円（長期運転資金は2億5,000万円まで）
返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）、運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
利率	基準利率からの引下げ幅は、認定の種類によって異なります。 また、使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されるほか、利率は金融情勢で変動します。詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

注1）融資の対象は、業種と企業規模で一定の要件があります。詳細は日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でご確認ください。また、審査の結果、融資の希望に添えないことがあります。

注2）働き方改革推進支援資金の申し込みには、株式会社日本政策金融公庫への申請が必要です。詳細は、以下のURLを参照するか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。  
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>



## 認定企業は、公共調達で加点評価の対象となります

各府省が「価格以外の要素を評価する調達」※1で公共調達を実施する場合は、認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（H28.3.22）すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に示されています。

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定し、評価項目が総配点に占める評価割合を定めます※2。

### 内閣府が示している参考配点例

評価項目	認定等の区分	総配点に占める割合 (%) (評価の相対的な重要度等に応じ配点) ※3				
		12% の場合	10% の場合	7% の場合	5% の場合	
ワーク・ライフ・推進に関する指標 として	女活法	プラチナえるぼし	12	10	7	5
		えるぼし3段階目	10	8	6	4
		えるぼし2段階目	8	7	5	3
		えるぼし1段階目	5	4	3	2
ワーク・ライフ・推進に関する指標 として	行動計画	プラチナえるぼし	2	2	1	1
		プラチナえるぼし	12	10	7	5
		えるぼし(R4改正後)	8	7	5	3
		えるぼし(R4改正前)	7	6	4	3
		トライえるぼし	6	5	4	3
ワーク・ライフ・推進に関する指標 として	次世代法	えるぼし(H29改正前)	5	4	3	2
		ユースエール	9	8	5	4

※1 価格以外の要素を評価する調達とは、総合評価落札方式または企画競争による調達をいいます。

※2 配点割合も含めた加点評価の詳細は、契約の内容に応じ、公共調達を行う行政機関が定めます。

※3 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高いもので加点が行われます。

＜お問い合わせ＞

●えるぼし認定制度・くるみん認定制度：都道府県労働局 ●ユースエール認定制度：都道府県労働局、ハローワーク



# 女性活躍推進に 取り組む企業を応援します

「山梨えるみん」認定制度は、国の制度である「えるぼし」認定や「くるみん」認定取得の足がかりとすべく、山梨県が女性活躍推進に取り組む企業を認定する制度です。  
この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材確保につながります。

〈裏面で確認〉



令和5年4月  
上位グレードを  
新設しました！

認定要件5項目中  
3項目以上で認定

山梨  
クリスタル  
えるみん

認定要件5項目中  
5項目で認定



## 対象

山梨県内に本社を有し、常時雇用する労働者を有する 企業、法人、団体等

## 山梨えるみん・クリスタルえるみん

認定企業を募集しています

※詳細については裏面をご覧ください

## 認定のメリットは？

- ・認定マークの使用が可能
- ・県HPへの掲載など広報による支援
- ・人材確保に対する支援
- ・成長やまなし応援融資の対象



認定企業紹介ページ→

【問い合わせ】 山梨県男女共同参画・外国人活躍推進課 TEL 055-223-1358

# 女性の活躍を推進している企業等を認定する 「山梨えるみん」認定制度

## 認定基準

- ✓ 5 項目中 3 項目の基準が満たされていれば **山梨えるみん認定**
- ✓ 5 項目中 5 項目の基準が満たされていれば **山梨クリスタルえるみん認定**

### 項目 1 継続就業

「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 0.6 以上であること

### 項目 2 男性従業員の育児休暇の独自取組

男性従業員のための有給の育児休暇制度があり、その休暇制度を利用した者の割合が 15%以上であること、又は、育児休業等を取得した者が 1 人以上いること

### 項目 3 労働時間等の働き方

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること

### 項目 4 管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が、厚生労働省が公表する産業ごとの平均値×0.9 以上であること

### 項目 5 多様なキャリアコース

- 直近 3 事業年度に 1 項目以上の実績を有すること
- A 女性の非正社員から正社員への転換（派：雇入れ）
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

## 応募要件

### 1. 対象

山梨県内に本社を有し、常時雇用する労働者を有する企業・法人・団体等

### 2. 認定の要件

女性活躍推進に関する取組が認定基準 5 項目中 3 項目以上で基準を満たしていること

### 3. 申請方法

申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて申請窓口へ提出  
(郵送/持参/メール可)

※申請書は、県ホームページからダウンロードしてください。

### 4. 認定期間

3年間（3年毎に更新）

### 5. 問い合わせ及び申請窓口

山梨県男女共同参画・外国人活躍推進課(平日午前8時30分～午後5時15分)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階

TEL : 055-223-1358 FAX : 055-223-1320

Email : danjo-gaikoku@pref.yamanashi.lg.jp

山梨えるみん

検索

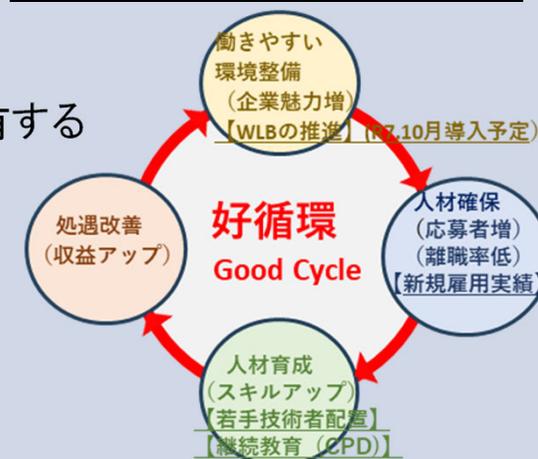
登録基幹技能者の配置(新設) 【企業の施工技術】

背景・経緯

- ◆ 建設業の技能者のうち、60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっており、建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。
- ◆ R6.6月「第三次・担い手3法」が公布され、品確法において担い手確保のための働き方改革・処遇改善の推進が盛り込まれている。
- ◆ 品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(公共工事の関係省庁連絡会議<R7.2月改正>) ⇒総合評価落札方式における競争参加者の施工能力の適切な評価項目として「登録基幹技能者等の資格保有設定」が明記 (※27都道府県設定)
- ◆ R7.7月 建設産業団体連合会要望 「一般競争(総合評価)入札制度において、一定水準以上の技能を有する専門工事技能者の評価項目への追加」

【新設理由】

- 人材確保、処遇改善、環境整備、人材確保をバランスよく評価
- 現行の評価に、収益アップ(処遇改善)に係る項目がない



評価内容

- 元請又は下請企業の技能者(元請の主任(監理)技術者を除く)として、当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置することを宣誓する企業を評価する。(評価点1)
- 当該工事の設計図書に記載された工種のいずれかに「登録基幹技能者」を1人以上配置する場合に評価する。
- 契約後、施工計画書において工種、登録基幹技能者の種類、従事者の会社名(○次下請)、氏名、従事期間を明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面(登録基幹技能者講習修了証等)の写しを提出

評価基準	評価点
登録基幹技能者を配置する	1
配置しない	0

## 登録基幹技能者制度

本制度は、平成8年に専門工事業団体による民間資格としてスタートしましたが、平成20年1月に建設業法施行規則が改正され、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられました。同年4月以降に国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象となりました。

また、登録基幹技能者の配置が「総合評価」の加点対象項目となっており、元請企業の「優良技能者認定制度」における認定要件として、登録基幹技能者が活用されています。加えて、平成30年4月1日より、建設業法第26条の主任技術者の要件の1つとして位置づけられ、また、平成31年4月から本運用を開始した建設キャリアアップシステム（以下CCUS）では、能力評価基準の最高位であるレベル4:ゴールドカード（高度なマネジメント能力を有する技能者）として登録基幹技能者が位置づけられています。建設工事の品質確保や安全管理などが社会的にも大きな関心が寄せられている中、登録基幹技能者への期待はますます高まっています。

- 登録基幹技能者は、熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者です。
- 工事の品質・コスト・安全等への貢献とともに、技能労働者の目標像としての活躍が期待されています。
- 登録基幹技能者の活用により、登録基幹技能者の確保・育成に努める優良な専門工事業者の受注機会の拡大、さらにはそれを通じた建設業界の担い手の確保・育成に大きく寄与することが期待されています。

### <制度概要>

根拠法令：建設業法施行規則第18条の3（建設現場において基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度）  
 役割：建設現場での技能労働者のトップ（総括職長）として、安全管理・品質管理等の横断的な調整・指導を実施。  
 要件：①実務経験10年以上、②職長経験3年以上、③最上級の技能者資格（1級技能士等）の保有等

種類、人数：50職種（64団体）、89,432名（人数はR7.3月時点）

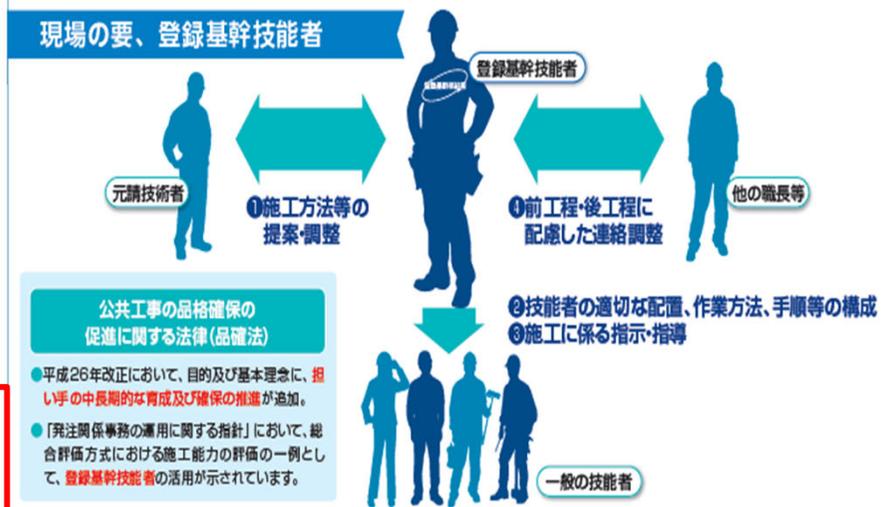
※5年毎の更新により能力担保。

## 登録基幹技能者の役割

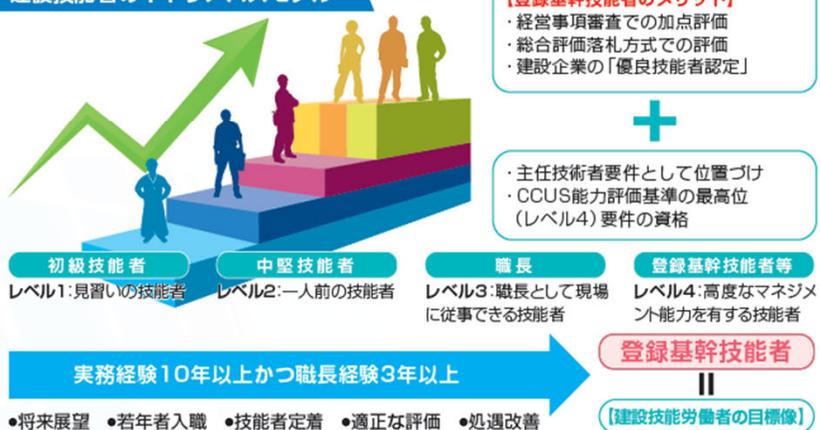
登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

### 現場の要、登録基幹技能者



### 建設技能者のキャリアパスモデル



※ CCUSにおいては、職種ごとに設定されたレベルの条件を満たした者が所属する企業等の申請に基づきレベル判定が行われます

# 登録基幹技能者一覧表

○登録基幹技能者一覧表		登録基幹技能者講習 実施機関		登録年月日 (登録番号)	基幹的役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹 技能者数 (全国)	登録基幹 技能者数 (山梨県)
1	登録電気工事基幹技能者	(一社) 日本電設工業協会	H20.5.13 (登録番号1)	電気工事業、電気通信工事業	9,262名	99名	
2	登録橋梁基幹技能者	(一社) 日本橋梁建設協会	H20.7.17 (登録番号2)	土木工事業、鋼構造物工事業	1,002名	9名	
3	登録造園基幹技能者	(一社) 日本造園組合連合会	H20.7.17 (登録番号3)	造園工事業	2,086名	13名	
4	登録コンクリート圧送機基幹技能者	(一社) 全国コンクリート圧送機団体連合会	H20.7.18 (登録番号4)	土木工事業	996名	11名	
5	登録防水基幹技能者	(一社) 全国防水工事業協会	H20.8.19 (登録番号5)	防水工事業	2,300名	18名	
6	登録トンネル基幹技能者	(一社) 日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1 (登録番号6)	土木工事業、土木工事業	597名	0名	
7	登録建設塗装基幹技能者	(一社) 日本塗装工業会	H20.9.1 (登録番号7)	塗装工事業	1,482名	18名	
8	登録左官基幹技能者	(一社) 日本左官業協会	H20.9.1 (登録番号8)	左官工事業	1,454名	16名	
9	登録機械土工基幹技能者	(一社) 日本機械土工協会	H20.9.17 (登録番号9)	土木工事業、土木工事業	12,351名	33名	
10	登録海上起重基幹技能者	(一社) 日本海上起重技術協会	H20.9.19 (登録番号10)	土木工事業、船舶せり上げ工事業	1,589名	16名	
11	登録フレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	(一社) フレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30 (登録番号11)	土木工事業、土木工事業、鉄筋工事業	1,115名	0名	
12	登録鉄筋基幹技能者	(公社) 全国鉄筋工事業協会	H20.9.30 (登録番号12)	鉄筋工事業	5,082名	22名	
13	登録圧入機基幹技能者	全国圧入機協同組合連合会	H20.9.30 (登録番号13)	鉄筋工事業	491名	2名	
14	登録型枠基幹技能者	(一社) 日本型枠工事業協会	H20.9.30 (登録番号14)	大工工事業	6,277名	32名	
15	登録配管基幹技能者	全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16 (登録番号15)	管工事業	4,258名	22名	
16	登録需・土工基幹技能者	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 (一社) 日本需工業連合会	H20.12.12 (登録番号16)	土木工事業	9,403名	41名	
17	登録切断穿孔基幹技能者	タイヤモント工業協同組合	H20.12.12 (登録番号17)	土木工事業	575名	2名	
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(一社) 全国建設室内工事業協会 日本装内装師事業協同組合連合会	H21.12.26 (登録番号18)	内装仕上工事業	5,293名	41名	
19	登録サツシ・カーテンウォール基幹技能者	(一社) 日本サツシ協会 (一社) 建築開口部協会	H21.2.13 (登録番号19)	建具工事業	566名	0名	
20	登録エクステリア基幹技能者	(公社) 日本エクステリア連業協会	H21.3.5 (登録番号20)	土木工事業、土木工事業、土木工事業、土木工事業	223名	2名	
21	登録建築板金基幹技能者	(一社) 日本建築板金協会	H21.3.5 (登録番号21)	屋根工事業、板金工事業	2,896名	38名	
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.28 (登録番号22)	左官工事業、塗装工事業、防水工事業	0名	0名	
23	登録タイル基幹技能者	(一社) 日本空間衛生工事業協会 (一社) 全国タイル工業団体連合会	H21.4.28 (登録番号23)	管工事業	1,923名	1名	
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社) 日本保温保冷工業協会	H21.11.27 (登録番号24)	熱絶縁工事業	1,092名	6名	
25	登録冷凍空調基幹技能者	(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会	H21.11.27 (登録番号25)	土木工事業	861名	0名	
26	登録運動施設基幹技能者	(一社) 日本運動施設建設業協会	H22.3.25 (登録番号26)	管工事業	1,426名	3名	
27	登録基礎土工基幹技能者	(一社) 全国基礎土工事業団体連合会 (一社) 日本基礎建設協会	H22.3.25 (登録番号27)	土木工事業、土木工事業、土木工事業、土木工事業	223名	0名	
28	登録タイル張り基幹技能者	(一社) 日本タイル煉瓦工業工業会	H23.12.16 (登録番号28)	土木工事業、土木工事業	1,707名	7名	
29	登録橋樑・路面標示基幹技能者	一般社団法人全国道路橋樑・標示業協会	H24.7.26 (登録番号29)	土木工事業、土木工事業	355名	1名	
30	登録消防設備基幹技能者	(一社) 消防施設工事協会	H24.10.29 (登録番号30)	土木工事業、建築工事業	1,822名	31名	
31	登録消火設備基幹技能者	(一社) JBN・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	H25.7.3 (登録番号31)	消防施設工事業	501名	0名	
32	登録建築大工基幹技能者	(一社) 日本土木造住宅産業協会 (一社) フレハ/建築協会	H27.1.22 (登録番号32)	建築工事業、大工工事業	1,270名	7名	
33	登録硝子工事基幹技能者	全国版硝子工事協同組合連合会 全園版硝子商工協同組合連合会	H27.1.22 (登録番号33)	ガラス工事業	97名	0名	
34	登録ALC基幹技能者	(一社) ALC協会	R1.5.27 (登録番号34)	タイル、れんが、ブロック工事業	1,011名	6名	
35	登録土工基幹技能者	(一社) 日本機械土工協会	R1.8.5 (登録番号35)	土木工事業、土木工事業	2,438名	2名	
36	登録シワシワ所熱基幹技能者	(一社) 日本シワシワ所熱協会	R3.5.10 (登録番号36)	熱絶縁工事業	139名	0名	
37	登録発破・破砕基幹技能者	(一社) 日本発破・破砕協会	R3.5.10 (登録番号37)	土木工事業	64名	0名	
38	登録建築測量基幹技能者	(一社) 全国建築測量協会	R3.10.6 (登録番号38)	大工工事業	82名	0名	
39	登録解体基幹技能者	(公社) 全国解体工事業団体連合会	R4.2.14 (登録番号39)	解体工事業	941名	1名	
40	登録圧入機基幹技能者	(一社) 全国圧入協会	R4.4.19 (登録番号40)	土木工事業	382名	0名	
41	登録送電線工事基幹技能者	(一社) 送電線建設技術研究会	R4.7.26 (登録番号41)	土木工事業、電気工事業	92名	0名	
42	登録さく井基幹技能者	(一社) 全国さく井協会	R4.7.26 (登録番号42)	さく井工事業	124名	0名	
43	登録あと施工アンカー基幹技能者	(一社) 日本建設あと施工アンカー協会	R5.3.22 (登録番号43)	土木工事業	209名	0名	
44	登録計装基幹技能者	(一社) 日本計装工業会	R3.11.1 (登録番号44)	電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業	81名	0名	
45	登録土質改良基幹技能者	(一社) 全国建設養生土木インテリ協会	R6.8.8 (登録番号45)	土木工事業、土木工事業	0名	0名	
46	登録都市トンネル基幹技能者	(公社) 日本推進技術協会	R6.8.8 (登録番号46)	土木工事業、土木工事業	0名	0名	
47	登録潤滑基幹技能者	日本圧入技術協会	R6.8.26 (登録番号47)	土木工事業	27名	0名	
48	登録道路等法面保護基幹技能者	(一社) 全国特定法面保護協会	R7.4.14 (登録番号48)	土木工事業	0名	0名	
49	登録斜面防災基幹技能者	(一社) 斜面防災対策技術協会	R7.6.20 (登録番号49)	土木工事業、土木工事業	0名	0名	
50	登録石材施工基幹技能者	全国建築石材工業会	R7.6.30 (登録番号50)	石工事業	0名	0名	
					86,165	484	